施;別表 2

振動の特定施設一覧表

振動規制法				京都府環境を守り育てる条例			
特 定 施 設 名		能力	力 特定施設名		能	カ	
1	金属加工機械		(2)	金属加工機械			
			ア	圧延機械			
イ	液圧プレス	矯正プレスを除く	イ	液圧プレス			
П	機械プレス						
	せん断機	原動機の定格出力が 1 KW以上	ゥ	せん断機			
	鍛造機						
朩	ワイヤーフォーミングマ シン	原動機の定格出力が37.5 KW以上					
			т	ベンディングマシン	ロール式のものであって、 が3.75KW以上	原動機の定格出力	
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5 KW以上					
	土石用又は鉱物用の破砕		(3)	粉砕機			
3		原動機の定格出力が7.5 KW以上	ア	土石用又は鉱物用の破砕 機、摩砕機、ふるい及び 分級機			
			イ	その他の用に供する粉砕 機			
	織機	原動機を用いるものに限る					
5	コンクリートブロックマ シン	原動機の定格出力の合計が2.95KW以上					
	コンクリート管製造機械 及びコンクリート柱製造 機械	原動機の定格出力の合計が10KW以上					
6	木材加工機械						
1	ドラムバーカー						
П	チッパー	原動機の定格出力が 2 . 2 KW以上					
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2 KW以上					
	ゴム練用又は合成樹脂練 用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定 格出力が30KW以上					
9	合成樹脂用射出成形機						
10	鋳型造型機	ジョルト式のものに限る					
			(4)	バッチャープラント			
			(5)	冷凍機	原動機の定格出力が7.5	KW以上	
		_	(6)	遠心分離機	直径 1.2 m以上		
			(7)	ニューマチックハンマー			
			(8)	コルゲートマシン			
			(9)	原石切断機	原動機の定格出力が7.5	KW以上	

条例の(1)は、振動規制法施行令(昭和51年政令第280)別表第1に掲げる施設(この表の振動規制法の施設のこと)